



京都市難聴児補聴器購入費助成事業に係る所得制限の撤廃

京都市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の方に、教育、言語訓練、生活適応訓練の促進を目的として、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成しています。

これまで、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度や地域生活支援事業における日常生活用具事業に準じ、本事業においても世帯員の所得に応じて制限を設けていました。

この度、所得に関わらず子どもの育ちを支える観点から、国において補装具費支給制度の所得制限が撤廃されたことにあわせて、本事業の所得制限についても撤廃します。

1 京都市難聴児補聴器購入費助成事業の概要

(1) 対象者

京都市内にお住まいの身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児

(2) 助成内容

補聴器1個当たり4万円

※ 教育上の理由等により両耳分が必要な場合は、2個まで助成します。

※ 助成決定日から5年経過するまでは、再度助成を受けることはできません。

※ 修理や電池交換は助成の対象となりません。

2 所得制限の撤廃

所得区分	改正前	改正後
市町村民税の所得割額が46万円以上の世帯員がいる場合	所得制限あり (助成対象外)	所得制限なし (助成対象)

3 改正時期

令和6年7月1日(月)以降の申請分から適用

4 申請窓口

各区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課、京北出張所保健福祉第一担当 又は子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課(発達支援担当)

5 本事業に係る問合せ

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部

子ども家庭支援課(発達支援担当)

電話: 075-746-7625

FAX: 075-251-1133